

令和元年度被災小規模事業者再建事業
持続化補助金台風19号、20号及び21号型
公募開始のお知らせ

標記補助金について、下記のとおり公募が開始されましたので積極的にご活用くださいますよう、ご案内いたします。

公募期間 1次受付締切：令和2年5月15日（金）

2次受付締切：令和2年7月10日（金）

※申請書類等は福島県商工会連合会ホームページからダウンロードできます（<http://www.f.do-fukushima.or.jp/>）

内 容 補助率3分の2以内 【上限額200万円】

※条件によっては定額 ※詳細については別紙参照

※ 小規模企業の定義は下記のとおりです。

卸売業・小売業、サービス業 （宿泊・娯楽業を除く）	常時使用する従業員数 5人以下
製造業その他、サービス業のうち 宿泊・娯楽業	常時使用する従業員数 20人以下

○ 商工会の支援内容

- ・ 交付申請書作成等の支援
事業計画書作成、提出書類等の確認
- ・ 認定支援機関としての確認書の発行
計画の妥当性及び実効性の確認



○ 詳細については商工会へお問合せ下さい。

- ・ 申請書類作成には一定の時間を要しますので、早めにご相談下さいますようお願いいたします。

（ お問い合わせ先：川俣町商工会 TEL 024-565-2377 ）

【次頁へ】

◎持続化補助金 <台風19号、20号及び21号型>

本事業の補助率等は以下のとおりです。

補助率	<p>○補助対象経費の3分の2以内</p> <p>○宮城県、福島県において以下の要件を満たす場合は定額</p> <p>定額の補助率を適用する者は、宮城県及び福島県に所在する事業者であって、以下の要件をすべて満たす事業者をいう。</p> <p>1. 東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者であって、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者</p> <p>ア 地震・津波等により、施設・設備に直接被害を受けた事業者</p> <p>イ 直接被害を受けた事業者と取引関係がある又は風評被害等により業況が悪化した事業者</p> <p>ウ 福島県原子力被災12市町村(注1)において事業を再開又は県内の他地域に避難して事業を再開した事業者</p> <p>2. 令和元年台風第19号、第20号及び第21号による被災の影響が出る直前3か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響が出る前年同期の売上高と比較して、20%以上減少している事業者</p> <p>3. 交付申請時において、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者</p> <p>4. 令和元年台風第19号、第20号及び第21号により、施設・設備が被災し、その復旧・復興を行おうとする事業者</p>
補助上限額	<p>① 宮城県、福島県、栃木県、長野県の事業者 200万円</p> <p>② 岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県の実業家 100万円</p> <p>*ただし、対象者の要件を満たす複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同事業の場合の補助上限額は、以下のとおりです。</p> <p>(ただし、最高1,000万円まで(①の小規模事業者等を1者以上含む場合は2,000万円まで)となります)</p> <p>$(200万円 \times \text{①の小規模事業者等の数}) + (100万円 \times \text{②の小規模事業者等の数})$</p>

(注1) 福島県原子力被災12市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※ 本制度は補助事業であり、支払を受けた補助金については、原則として、融資のように返済の必要がありません。(ただし、収益納付や処分制限財産の処分による補助金の減額等がなされる場合があるほか、事後の会計検査院による実地検査の結果、補助金返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。)